

諮問項目1「組織・機構の改善に関すること」に関する

検討資料集【条例等】

○池田町職員定数条例.....	2
○池田町課設置条例.....	2
(1) 総務課.....	2
(2) 企画政策課.....	2
(3) 住民課.....	2
(4) 健康福祉課.....	2
(5) 産業振興課.....	3
(6) 建設水道課.....	3
○池田町組織規則.....	3
第1章 総則	3
第2章 課の組織等	3
第3章 課の分掌事務	4
(総務課の分掌事務).....	4
(企画政策課の分掌事務).....	5
(住民課の分掌事務).....	6
(健康福祉課の分掌事務).....	6
(産業振興課の分掌事務).....	7
(建設水道課の分掌事務).....	8
第4章 会計管理者補助組織及び分掌事務	8
(会計課の分掌事務).....	8
○池田町教育委員会事務局組織規則.....	9
学校保育課.....	9
生涯学習課.....	10
○池田町議会議員定数条例.....	11
○池田町農業委員会に関する規則.....	11
○池田町執行機関の附属機関設置等に関する条例.....	12
○池田町特別職の職員等の給与に関する条例.....	14
※スペースの関係で掲載の条例等の内、施行日や附則等を削除してあります。	

○池田町職員定数条例

(定義)

第1条 この条例で職員とは、一般職の常勤の職員（2か月以内の期間を定めて任用される職員、休職にされた職員及び公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年池田町条例第9号）第3条第1号に規定する派遣職員を除く。）をいう。

(職員の定数)

第2条 職員の定数は、別表のとおりとする。

(職員定数の配分)

第3条 前条に掲げる職員の定数の当該事務部局内の配分は、それぞれの任命権者が定める。

別表（第2条関係）

区分	定数	
	専任	兼任
(1) 町長の事務部局の職員	76	
(2) 企業職員	4	
(3) 議会の事務部局の職員	2	
(4) 選挙管理委員会の事務部局の職員		4
(5) 監査委員の事務部局の職員		2
(6) 農業委員会の事務部局の職員		2
(7) 教育委員会の事務部局の職員及びその他の教育機関の職員	35	
合計	117	8

○池田町課設置条例

(課の設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定により、町長の権限に属する事務を分掌させるため、次の課を設置する。

- (1) 総務課
- (2) 企画政策課
- (3) 住民課
- (4) 健康福祉課
- (5) 産業振興課
- (6) 建設水道課

(課の事務分掌)

第2条 課の事務分掌を、次のとおりとする。

- (1) 総務課

- ア 職員の進退及び身分に関すること。
- イ 議会及び行政一般に関すること。
- ウ 文書及び条例、規則等の制定改廃に関すること。
- エ 情報公開及び個人情報に関すること。
- オ 情報化の推進に関すること。
- カ 個人番号制度全般に関すること。
- キ 危機管理及び防災に関すること。
- ク 消防団及び消防施設に関すること。
- ケ 町税等の賦課及び徴収に関すること。
- コ 他の課の所管に属さないこと。
- (2) 企画政策課
- ア 総合企画及び調整に関すること。

- イ 広域行政及び交流事業に関すること。

- ウ 地域自治組織に関すること。

- エ 広報及び広聴に関すること。

- オ 予算及び財政に関すること。

- カ 財産管理に関すること。

- キ 入札及び契約に関すること。

- ク 移住定住促進に関すること。

- (3) 住民課

- ア 戸籍、住民登録及び印鑑登録に関すること。

- イ 防犯及び交通安全に関すること。

- ウ 公共交通に関すること。

- エ 国民健康保険及び後期高齢者医療制度に関すること。

- オ 国民年金に関すること。

- カ 福祉医療費特別給付金に関すること。

- キ 児童手当に関すること。

- ク 生活環境に関すること。

- ケ 自然環境の保全に関すること。

- コ 廃棄物処理及び資源リサイクルに関すること。

- (4) 健康福祉課

- ア 生活困窮者等社会福祉に関すること。

- イ 高齢者福祉に関すること。

- ウ 障がい者福祉に関すること。

- エ 介護保険に関すること。

- オ 健康増進及び保健衛生に関すること。

- カ 地域医療に関すること。
- キ 福祉企業センターに関すること。
- ク 子ども子育て推進に関すること。
- (5) 産業振興課
 - ア 農業及び水産業に関すること。
 - イ 農地及び農業農村整備事業に関すること。
 - ウ 地籍調査に関すること。
 - エ 林業及び治山に関すること。
 - オ 工業、商業及び観光に関すること。
 - カ 労働行政に関すること。
- (6) 建設水道課
 - ア 道路、橋りょう及び河川に関すること。

- イ 治水及び砂防に関すること。
 - ウ 住宅に関すること。
 - エ 簡易水道事業に関すること。
 - オ 飲料水供給施設及び簡易給水施設に関すること。
 - カ 下水道事業及び合併処理浄化槽に関すること。
- (委任)
- 第3条** この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

○池田町組織規則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、池田町課設置条例（平成23年池田町条例第7号）第3条及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第5項の規定に基づき、町長及び会計管理者の権限に属する事務を処理するために必要な組織、事務の分掌等について必要な事項を定めるものとする。

第2章 課の組織等

(組織)

第2条 池田町課設置条例第1条に規定する課に、次に掲げる係等を設置する。

(1) 総務課

- ア 総務係
- イ 危機管理対策室
- ウ 課税係
- エ 収納係

(2) 企画政策課

- ア 町づくり推進係
- イ 財政係
- ウ 移住定住促進係

(3) 住民課

- ア 住民係
- イ 環境整美係
- ウ 保険医療係

(4) 健康福祉課

- ア 福祉係
- イ 地域包括支援センター
- ウ 健康増進係
- エ 福祉企業センター
- オ 多世代相談センター

(5) 産業振興課

- ア 農政係
- イ 花とハーブの里推進係
- ウ 耕地林務係
- エ 商工係
- オ 観光係

(6) 建設水道課

- ア 建設管理係
- イ 土木係
- ウ 水道係

第3条 次のとおり長等を置き、職務の欄に掲げる職務を行うものとする。

組織	長等	職務
課	課長 センター長 所長	上司の命を受けて、次に掲げる事項を掌理する。 (1) 町長の政策決定及び職務遂行を補佐すること。 (2) 所管する施策の企画立案、推進計画の策定、進行管理、点検評価並びに部内の総括調整及び管理に関すること。 (3) 係の連絡調整に関すること。 (4) 分掌事務の企画立案、推進計画の策定、進行管理、点検評価及び事務改善並びに課の統括に関すること。 (5) 所属職員の能力開発及び育成に関すること。 (6) 課間の連絡調整に関すること。

		(7) その他課の分掌事務を掌理すること。
係等	係長 センター長 所長	上司の命を受けて、職員を指揮監督し、所掌事務を処理する。
附属施設	所長	上司の命を受けて、附属施設の管理運営をする。

2 必要に応じて次のとおり長等を置き、職務の欄に掲げる職務を行うものとする。

組織	長等	職務
課	参事	上司の命を受けて、特定事務を処理する。
	課長補佐	課長を補佐し、その命を受けて課の事務を処理する。
係等	統括主査	上司の命を受けて、特定事務を処理する。

(主管係)

第4条 課内の企画調整を図るため、次のとおり主管係を置く。

- (1) 総務課総務係
- (2) 企画政策課町づくり推進係
- (3) 住民課住民係
- (4) 健康福祉課福祉係
- (5) 産業振興課農政係
- (6) 建設水道課建設管理係

2 主管係が処理する事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 課内の事務事業の進行管理及び管理改善の調整に関する事。
- (2) その他課内の企画調整及び庶務に関する事。

(課長補佐)

第5条 課に必要な応じ課長補佐を置くことができる。

2 課長補佐は事務職員又は、技術員をもって充てる。

3 課長補佐は、課長の職務遂行を補佐する。

(関連事務等)

第6条 複雑な事件で分掌所属が明瞭でないものは、町長の指揮を受けて処理するものとする。

第3章 課の分掌事務

(総務課の分掌事務)

第7条 総務課の係の分掌事務は、おおむね次に掲げるとおりとする。

(1) 総務係

ア 職制、職員定数、職員の任免、服務、懲戒、賞罰及びその他勤務条件に関する事。

イ 職員の給与及び旅費に関する事。

ウ 職員の共済、退職手当及び公務災害補償に関する事。

エ 職員の福利厚生及び健康管理に関する事。

オ 職員の人材育成及び人事評価に関する事。

カ 職員の研修に関する事。

キ 議会の招集及び提出議案に関する事。

ク 庁議に関する事。

ケ 特別職報酬等審議会に関する事。

コ 通報制度に関する事。

サ 訴訟事務及び行政不服審査事務の総合調整に関する事。

シ 情報公開及び個人情報保護に関する事。

ス 秘書及び渉外に関する事。

セ 栄典、表彰及び儀式に関する事。

ソ 条例及び規則の制定改廃、審査に関する事。

タ 例規集の管理に関する事。

チ 公告式に関する事。

ツ 文書の收受、配布、発送、保存及びその他文書管理に関する事。

テ 公印の保管に関する事。

ト 庁舎内外の管理並びに通信及び発電施設の保守管理に関する事。

ナ 公用車の安全運転及び管理に関する事。

ニ 行政相談等に関する事。

ヌ 統計調査(他課等に属するものを除く。)に関する事。

ネ 統計資料の収集、公表及び普及に関する事。

ノ マイナンバー制度の総合調整に関する事。

ハ 情報化システムの企画及び推進に関する事。

ヒ 情報ネットワークの構築及び管理運営並び

- に情報セキュリティに関すること。
- フ 電子自治体の推進に関すること。
- ヘ 地域情報基盤の企画整備及びテレビ難視聴に関すること。
- ホ 主管係として処理する事務に関すること。
- マ 他の係の所管に属さないこと。

(2) 危機管理対策室

- ア 防災に関すること。
- イ 災害対策に関すること。
- ウ 地域防災計画及び防災会議に関すること。
- エ 自主防災組織との連携及び支援に関すること。
- オ 防災施設の管理に関すること。
- カ 防災行政無線に関すること。
- キ 自衛官の募集に関すること。
- ク 消防及び水防に関すること。
- ケ 消防委員会に関すること。
- コ 消防団に関すること。
- サ 消防施設、装備及び消防車両の管理に関すること。
- シ 常備消防との調整及び連携に関すること。

(3) 課税係

- ア 税務事務の総合的企画及び税制に関すること。
- イ 税業務の連絡調整に関すること。
- ウ 租税教育に関すること。
- エ 所管する税に係る証明に関すること。
- オ 所管する協議会等に関すること。
- カ 個人の町民税、個人の県民税、法人の町民税、軽自動車税、町たばこ税、入湯税及び鉱産税の賦課、賦課資料の収集、調査及び減免に関すること。
- キ 個人県民税課税状況報告及び払込通知に関すること。
- ク 個人県民税徴収取扱費交付金の調定に関すること。
- ケ 固定資産の評価に関すること。
- コ 固定資産税の賦課、調定、調査及び減免に関すること。
- サ 特別土地保有税に関すること。
- シ 国有資産等所在市町村交付金に関すること。
- ス 固定資産税関係台帳及び公簿等の縦覧及び閲覧に関すること。
- セ 公図及び土地台帳の管理に関すること。
- ソ 国民健康保険税の賦課に関すること。
- タ 国民健康保険税の納税及び後期高齢者医療保険料の納付の奨励に関すること。
- チ 公印の保管に関すること。

(4) 収納係

- ア 収納管理に関すること。

- イ 国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料の収納管理に関すること。
 - ウ 町税及び個人県民税の過誤納金の還付及び充当に関すること。
 - エ 町税の口座振替に関すること。
 - オ 国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料の口座振替に関すること。
 - カ 納税証明に関すること。
 - キ 町税及び国民健康保険税の納税並びに後期高齢者医療保険料の納付の相談に関すること。
 - ク 町税、個人県民税、国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料の徴収、収納及び滞納処分に関すること。
 - ケ 介護保険料の徴収及び滞納処分に関すること。
 - コ 町における各種徴収金の総合対策に関すること。
 - サ 固定資産評価審査委員会の庶務に関すること。
- (企画政策課の分掌事務)

第8条 企画政策課の係の分掌事務は、おおむね次に掲げるとおりとする。

(1) 町づくり推進係

- ア 行政施策の調査研究及び調整に関すること。
- イ 総合計画の策定及び進行管理に関すること。
- ウ 各課に跨る重要事業の連絡調整に関すること。
- エ 官学連携事業の調整に関すること。
- オ 構造改革特区の調整に関すること。
- カ 地域再生計画の調整に関すること。
- キ 行政評価に関すること。
- ク 行財政改革に関すること。
- ケ 広域行政に関すること。
- コ 町勢要覧に関すること。
- サ 都市計画の決定に関すること。
- シ 都市計画の調査、企画及び策定に関すること。
- ス 土地利用調整基本計画の総合調整に関すること。
- セ 開発行為及び開発調整に関すること。
- ソ 国土利用計画法(昭和49年法律第92号)に係る土地取引規制に関すること。
- タ 景観に関すること。
- チ 屋外広告物に関すること。
- ツ 美しいまちづくりの調整に関すること。
- テ 協働のまちづくり及びコミュニティ活動の総合調整及び支援に関すること。
- ト 地縁団体に関すること。
- ナ 自治会の連絡調整に関すること。
- ニ 地区集会施設の補助に関すること。

- ヌ 国内及び国際友好都市交流事業に関すること。
- ネ 結婚推進に関すること。
- ノ 広報及び広聴並びに町ホームページの作成及び運営に関すること。
- ハ ふるさと納税に関すること。
- ヒ 主管係として処理する事務に関すること。

(2) 財政係

- ア 財政計画に関すること。
- イ 予算の編成及び執行管理に関すること。
- ウ 地方交付税に関すること。
- エ 町債及び一時借入金に関すること。
- オ 収入支出の調査に関すること。
- カ 補助金、負担金、交付金等の審査に関すること。
- キ 請負契約等の締結に関すること。
- ク 基金の管理及び処分に関すること。
- ケ 財政事情の公表及び財政統計に関すること。
- コ 建設業者等の入札参加資格に関すること。
- サ 町有財産の取得、管理及び処分に関すること。
- シ 公共施設等総合管理計画に関すること。

(3) 移住定住促進係

- ア 移住定住情報の発信に関すること。
- イ 移住定住相談に関すること。
- ウ 移住者の支援に関すること。
- エ 空き家情報バンクに関すること。
- オ その他移住・定住に関すること
(住民課の分掌事務)

第9条 住民課の係の分掌事務は、おおむね次に掲げるとおりとする。

(1) 住民係

- ア 総合案内に関すること。
- イ 戸籍に関すること。
- ウ 住民基本台帳に関すること。
- エ 印鑑の登録等に関すること。
- オ 埋火葬の許可等に関すること。
- カ 人口動態調査に関すること。
- キ 身上調査及び身分証明に関すること。
- ク 犯罪人名簿に関すること。
- ケ 自動車臨時運行許可に関すること。
- コ 国民年金に関すること。
- サ 人権擁護委員に関すること。
- シ 在留管理制度に関すること。
- ス 公印の保管に関すること。
- セ 主管係として処理する事務に関すること。

(2) 環境整美係

- ア 町営バス運行に関すること。
- イ 防犯に関すること。
- ウ 防犯灯の設置及び管理に関すること。

- エ 犯罪被害者等支援に関すること。
- オ 交通安全知識の普及及び啓発に関すること。
- カ 交通災害共済事務に関すること。
- キ 消費者行政及び消費者相談に関すること。
- ク 地球温暖化防止に関すること。
- ケ 環境保全及び美化に関すること。
- コ 自然保護及び水資源対策に関すること。
- サ 公害防止に関すること。
- シ 自然エネルギーの推進に関すること。
- ス 動物愛護、畜犬登録及び狂犬病予防に関すること。
- セ 墓地公園、墓地経営及び改葬に関すること。
- ソ 池田松川施設組合に関すること。
- タ 穂高広域施設組合に関すること。
- チ 一般廃棄物の処理に関すること。
- ツ 不法投棄対策に関すること。
- テ ごみ減量化対策及びリサイクルに関すること。
- ト 家庭雑排水処理事業に関すること。

(3) 保険医療係

- ア 国民健康保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計の予算及び決算に関すること。
- イ 国民健康保険の資格に関すること。
- ウ 国民健康保険の給付に関すること。
- エ 国民健康保険に係る調査及び検査に関すること。
- オ 国民健康保険に係る異議の申出等の処理に関すること。
- カ 国民健康保険運営協議会に関すること。
- キ 後期高齢者医療制度に係る申請書、届書等の提出の受付に関すること。
- ク 福祉医療費特別給付金に関すること。
- ケ 児童手当に関すること。
(健康福祉課の分掌事務)

第10条 健康福祉課の係の分掌事務は、おおむね次に掲げるとおりとする。

(1) 福祉係

- ア 地域福祉に関すること。
- イ 高齢者福祉に関すること。
- ウ 児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関すること。
- エ 引揚者、未帰還者及び被災者の援護に関すること。
- オ 民生委員及び児童委員に関すること。
- カ 社会福祉事業及び社会福祉施設に関すること。
- キ 社会福祉団体の指導育成に関すること。
- ク 社会福祉協議会との連携に関すること。
- ケ 総合福祉センターの管理に関すること。
- コ 障害福祉サービス（介護給付及び訓練給付

- 等) に関すること。
- サ 地域生活支援事業に関すること。
- シ 自立支援医療に関すること。
- ス 障害手帳(身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者福祉手帳)に関すること。
- セ 特別障害者手当及び障害児福祉手当等に関すること。
- ソ 保護司に関すること。
- タ 公印の保管に関すること。
- チ 所管する附属施設に関すること。
- ツ 主管係として処理する事務に関すること。

(2) 地域包括支援センター

- ア 介護保険(保険料の徴収を除く)に関すること。
- イ 地域包括支援センターの運営に関すること。
- ウ 総合相談支援業務に関すること。
- エ 権利擁護業務に関すること。
- オ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務に関すること。
- カ 第1号介護予防支援事業に関すること。
- キ 在宅医療・介護連携推進事業に関すること。
- ク 生活支援体制整備事業に関すること。
- ケ 認知症総合支援事業に関すること。
- コ 地域ケア会議推進事業に関すること。
- サ 任意事業に関すること。
- シ 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築に関すること。
- ス 指定介護予防支援に関すること。
- セ 介護予防・日常生活支援総合事業(第1号事業)に関すること。
- ソ 地域リハビリテーション活動支援事業に関すること。
- タ 後期高齢者保健指導に関すること。

(3) 健康増進係

- ア 母子保健に関すること。
- イ 不妊及び不育治療に関すること。
- ウ 食育に関すること。
- エ 健康相談並びに保健指導及び栄養指導に関すること。
- オ 特定健康診査及び特定保健指導に関すること。
- カ 歯科保健に関すること。
- キ 一般介護予防事業に関すること。
- ク 保健指導員活動に関すること。
- ケ 予防接種及び感染予防に関すること。
- コ がん検診に関すること。
- サ 献血事業に関すること。
- シ 保健センターの管理に関すること。
- ス 緊急当番医及び緊急歯科当番医に関すること。

- セ その他住民の健康保持及び増進に関すること。

(4) 福祉企業センター

- ア 生活困窮者、就業の困難な者に、就労や技能修得の機会を与え、自立の助長等を図ること。
- イ 福祉企業センターの管理に関すること。
- ウ 公印の保管に関すること。

(5) 多世代相談センター

- ア 多世代に関する相談及び支援に関すること。
- イ 子育て世代包括支援センターに関すること。
- ウ 子ども家庭総合支援拠点に関すること。
- エ 虐待及び予防に関すること。
- オ 療育に関すること。
- カ 子育てサークルの育成及び支援に関すること。

(産業振興課の分掌事務)

第11条 産業振興課の係の分掌事務は、おおむね次に掲げるとおりとする。

(1) 農政係

- ア 農畜産業及び水産業の振興に関すること。
- イ 農業振興地域整備計画に関すること。
- ウ 農業関係団体等に関すること。
- エ 農作物病虫害防除及び家畜防疫に関すること。
- オ 農畜産物の災害対策に関すること。
- カ 農業の担い手の確保及び育成に関すること。
- キ 農畜産物及び水産物の流通販売促進に関すること。
- ク 野生鳥獣被害防止対策に関すること。
- ケ 鳥獣の保護及び猟の適正化に関すること。
- コ 多目的研修集会施設に関すること。
- サ 公印の保管に関すること。
- シ 主管係として処理する事務に関すること。

(2) 花とハーブの里推進係

- ア ハーブセンター及び農産物加工販売施設に関すること。
- イ 花とハーブの里再ブランド化に関すること。

(3) 耕地林務係

- ア 土地改良事業に関すること。
- イ 耕地及び農業用施設の維持管理及び災害復旧に関すること。
- ウ 土地改良事業団体に関すること。
- エ 林業振興に関すること。
- オ 林道施設の維持管理及び災害復旧に関すること。
- カ 林業関連団体に関すること。
- キ 森林病虫害の防除に関すること。

(4) 商工係

- ア 商工業振興に関すること。

- イ 中小企業者に関すること。
- ウ 商工団体の連絡調整等に関すること。
- エ 地域資源を活用した農商工等連携型産業の推進に関すること。
- オ 勤労者福祉に関すること。
- カ 雇用対策に関すること。
- キ 中小企業振興資金等の融資あっせんに関すること。
- ク 企業誘致に関すること。
- ケ 創業支援に関すること。

(5) 観光係

- ア 観光交流人口拡大の取組みに関すること。
- イ 観光拠点及び施設に関すること。
- ウ あづみの池田ブランドの情報発信に関すること。
- エ 地域ブランド化への取組み及び支援に関すること。
- オ 観光イベントに関すること。
- カ 関連団体等との事業調整及び支援に関すること。
- キ 観光資源の保全及び整備に関すること。
(建設水道課の分掌事務)

第12条 建設水道課の係の分掌事務は、おおむね次に掲げるとおりとする。

(1) 建設管理係

- ア 国、県事業の調整に関すること。
- イ 期成同盟会、協議会等に関すること。
- ウ 町道の認定、変更及び廃止に関すること。
- エ 道路及び河川の管理に関すること。
- オ 法定外公共物の管理に関すること。
- カ 道路及び河川の境界確認、登記上の管理に関すること。
- キ 道路の除雪及び融雪に関すること。
- ク 公園の維持管理に関すること。
- ケ 交通安全施設の設置及び維持修繕に関すること。
- コ 建築確認に関すること。
- サ 町営住宅に関すること。
- シ 木造住宅の耐震診断及び耐震改修に関すること。
- ス 池田町土地開発公社との調整に関すること。
- セ 主管係として処理する事務に関すること。

(2) 土木係

- ア 道路、河川等の整備に関すること。
- イ 砂防に関すること。
- ウ 公共土木施設の災害復旧に関すること。

(3) 水道係

- ア 水道事業に関すること。
- イ 上下水道料金等の調定及び収納に関すること。

- ウ 水道事業会計及び特別会計の予算、決算に関すること。
- エ 簡易水道事業に関すること。
- オ 飲料水供給施設に関すること。
- カ 簡易給水施設に関すること。
- キ 公共下水道事業に関すること。
- ク 合併処理浄化槽に関すること。
- ケ 上下水道工事の設計及び施工に関すること。
- コ 給排水工事の受付及び完了検査に関すること。
- サ 上下水道指定工事店に関すること。
- シ 水道事業使用料等審議会に関すること。
- ス 上下水道施設の維持管理及び災害復旧に関すること。

第4章 会計管理者補助組織及び分掌事務 (会計管理者補助組織等)

- 第13条** 会計管理者の権限に属する事務を処理し、及び町長の権限に属する事務の一部を分掌させるため、会計課を設け、課長を置く。
- 2 会計課に会計係を設け、係長を置く。
 - 3 課長及び係長は、第3条第1項の表中の職務の欄に掲げる職務を行うものとする。
 - 4 必要に応じて第3条第2項の表中の職務の欄に掲げる職務を行うものとする。
(会計課の分掌事務)

第14条 会計課の係の分掌事務は、おおむね次に掲げるとおりとする。

(1) 会計係

- ア 決算の調製に関すること。
- イ 現金(基金に属する現金を含む。)及び有価証券の出納及び保管に関すること。
- ウ 現金及び財産の記録並びに管理に関すること。
- エ 出納関係証拠書類及び諸帳簿の保管、整理並びに記帳に関すること。
- オ 小切手の振り出しに関すること。
- カ 窓口収納に関すること。
- キ 指定金融機関等に関すること。
- ク 収入支出証書類の整理及び保存に関すること。
- ケ 物品の出納保管(使用中の物品に係る保管を除く。)及び記録に関すること。
- コ 支出負担行為及び支出命令の確認並びに伝票の審査照合に関すること。
- サ 資金前渡、概算払及び前金払の精算審査に関すること。
- シ 会計事務の指導に関すること。
- ス その他会計管理者の権限に属する事務に関すること。

○池田町教育委員会事務局組織規則

(目的)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第17条及び第33条第1項の規定に基づき、池田町教育委員会事務局（以下「事務局」という。）の組織及び職員の職の設置について、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 事務局に次の課及び係等をおく。

学校保育課 学校保育係 文化財保護推進室 児童センター 生涯学習課 生涯学習係 クラフトパーク係

(職員の職)

第3条 課に課長のほか必要な職員をおく。

2 課長は、教育長の命を受けて課の事務を管理し、所属職員を指揮監督する。

3 前項に規定するもののほか必要な職員の職及び職務は、池田町組織規則（平成23年池田町規則第6号）第4条から第11条までの規定を準用する。

(事務分掌)

第4条 第2条に定める係の事務分掌は別表のとおりとする。

別表（第4条関係）

学校保育課

14 学校事故報告に関する事

学校保育係

15 児童生徒の就学援助（要保護、準要保護、特別支援教育、遠距離通学）に関する事

1 公印の保管に関する事

16 奨学資金に関する事

2 教育委員会の会議に関する事

17 教職員住宅使用料に関する事

3 教育委員会規則等に関する事

18 学校施設（体育施設を除く）の利用に関する事

4 公告式に関する事

19 学校の組織編成に関する事

5 請願及び陳情に関する事

20 児童生徒の就学に関する事

6 栄典に関する事

21 通学区域に関する事

7 学校の設置廃止及び管理運営に関する事

22 子ども・子育て会議に関する事

8 教育財産（整理簿）に関する事

23 教科書及び教材備品に関する事

9 教育委員会職員の人事等に関する事

24 教職員住宅に関する事

10 公務災害に関する事

25 私学助成に関する事

11 教育課程等に関する事

26 学校職員並びに児童生徒の保健、衛生、福利及び厚生に関する事

12 県費負担教職員の人事内申等に関する事

13 学校医、学校歯科医、学校薬剤師に関する事

と

- 27 児童生徒の災害給付に関する事
 - 28 セカンドステップに関する事
 - 29 学校給食に関する事
 - 30 支給認定事務に関する事
 - 31 保育等利用者負担の決定及び徴収に関する事
 - 32 入園及び在園児審査委員会の事務に関する事
 - 33 施設型給付費に関する事
 - 34 特定教育・保育施設に関する事
 - 35 認定外保育施設に関する事
 - 36 認定こども園の運営に関する事
 - 37 入園児童の事務及び保育に関する事
 - 38 一時保育に関する事
 - 39 保小中の連携に関する事
 - 40 施設の管理等に関する事
 - 41 他の係の所掌に属さない事項
- 文化財保護推進室**
- 1 文化財の保存・活用に関する事
- 児童センター**
- 1 児童センターの管理運営に関する事
- 生涯学習課
- 生涯学習係**
- 1 生涯学習計画（事業）に関する事
 - 2 社会教育委員に関する事
- 3 社会教育関係施設の整備及び維持管理に関する事
 - 4 社会教育団体の指導育成に関する事
 - 5 文化、芸術の振興に関する事
 - 6 青少年健全育成に関する事
 - 7 男女共同参画推進に関する事
 - 8 人権教育に関する事
 - 9 町の歴史・文化に関する事
 - 10 社会体育計画（事業）に関する事
 - 11 社会体育施設整備及び維持管理に関する事
 - 12 社会体育施設及び学校体育施設開放に関する事
 - 13 スポーツ大会等の計画及び運営に関する事
 - 14 スポーツ大会等の奨励及び指導に関する事
 - 15 スポーツ障害保険に関する事
 - 16 スポーツ推進委員に関する事
 - 17 町民の体力づくりに関する事
 - 18 体育関係団体に関する事
- クラフトパーク係**
- 1 町立美術館運営及び維持管理に関する事
 - 2 創造館運営及び維持管理に関する事
 - 3 あづみ野池田クラフトパークの維持管理に関する事

○池田町議会議員定数条例

池田町議会議員定数条例

地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第1項の規定に基づき、池田町議会の議員の定数は、12人とする。

○池田町農業委員会に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、池田町農業委員会に関する条例（平成27年池田町条例第18号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（農業委員の推薦及び募集人数）

第2条 農業委員として選任する各定数は、次のとおりとする。

- （1）地区からの推薦 9人
- （2）町内全域からの推薦及び募集 3人
- 2 前項第1号の推薦は、別表第1のとおりとする。
- 3 同条第1項第2号の推薦及び募集の定員は次のとおりとする。
 - （1）町内全域からの推薦 1人
 - （2）農業者の組織する団体その他の関係者からの推薦 1人
 - （3）町内全域からの募集 1人
- 4 同条第1項第1号及び第2号のうち1人は法第8条第6項に規定する者とする。

（農地利用最適化推進委員の担当区域及び人数）

第3条 農地利用最適化推進委員の担当区域及び委員の数は、別表第2のとおりとする。

（補則）

第4条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

別表第1（第2条関係）

地区名	定数
豊町、一丁目、吾妻町、東町の地区	1人
二丁目、三丁目、四丁目、五丁目の地区	1人
堀の内、正科、北山、中央の地区	1人
中島、半在家、千本木台、相道寺、花見、陸郷の地区	1人
滝沢、滝の台の地区	1人
林中、内鎌、和合、十日市場、高瀬橋南の地区	2人
渋坂、坂下、中木戸、新屋敷、渋南の地区	1人
鶴山、中之郷、南台の地区	1人

別表第2（第3条関係）

担当区域	定数
池田、広津の地区	1人
会染、中鶴、陸郷の地区	1人

○池田町執行機関の附属機関設置等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、本町に設置する執行機関の附属機関の設置等について、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 本町は別表のとおり執行機関の附属機関を置く。

(委任)

第3条 前条に規定する附属機関の組織、運営その他附属機関に関して必要な事項は、当該執行機関が別に定める。

別表（第2条関係）

1 町長の附属機関

名称	担任する事務	人数	任期
総合計画審議会委員	総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及び基本計画の審議	18人以内	2年
都市計画審議会委員	都市計画に関する事項の調査審議	12人以内	2年
土地利用審議会委員	土地利用及び開発指導に関する重要事項の調査審議	10人以内	2年
移住定住推進協議会委員	移住定住により町の人口を増やすため、総合的かつ計画的な事業の推進を図る	20人以内	翌年度の3月末
消防委員会委員	消防行政の円滑な運営を図る	8人以内	2年
防災会議委員	地域防災計画の作成及び地域防災に関する重要事項の審議	30人以内	会議のつど委嘱
空家対策協議会委員	空家等対策計画の作成等及び実施に関する協議	12人以内	2年
特別職報酬等審議会委員	特別職の報酬及び給料額の改定審議	7人以内	当該諮問に係る審議が終了するまで
公の施設指定管理者選定審査会委員	指定管理者の候補者を選定する	10名以内	当該諮問に係る審議が終了するまで
行財政改革推進委員会委員	効率的な町政の実現及び持続可能な財政運営の推進を図る	10人以内	2年
技能功労者褒賞審査会委員	褒賞該当者選考	若干名	1年
情報公開審査会委員	情報公開請求決定に関する不服申立てに関する審査	5人	2年
交通安全対策協議会委員・支部長	警察及び関係機関と連携を図り交通安全対策を効果的に推進する	65人以内	会議のつど委嘱
地域公共交通会議委員	地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項の協議	15人以内	2年
国民健康保険運営協議会委員	国民健康保険事業の運営に関する事項の審議	9人	3年
環境審議会委員	環境保全に関する基本的事項の調査審議	10人以内	2年
民生委員推薦会委員	民生委員の推薦	13人以内	3年
予防接種健康被害調査委員会委員	予防接種による健康被害の適正かつ円滑な処理に資するため	10人以内	当該諮問に係る審議が終了するまで
新型インフルエンザ等対策本部委員	新型インフルエンザ等の対策を行う	必要と認められた者	必要と認められた期間
医師連絡懇談会委員	町民の健康と予防衛生及び疾病の対策について医師との連携を深め、町民の健康管理を推進する	15人以内	2年
総合福祉センター運営委員会委員	総合福祉センターの運営の適正化を図る	35人以内	2年
健康長寿推進協議会委員	健康増進計画及び食育推進計画の策定や健康づくりの事業推進を図る	15人以内	2年

子ども・子育て会議委員	子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要事項の審議	20人以内	2年
福祉企業センター運営委員会委員	福祉企業センターの円滑な運営を図る	8人	2年
商工業振興審議会委員	商工業振興に関する重要事項の審議	15人以内	2年
工場誘致等審議会委員	工場誘致の推進を図る	8人以内	2年
中小企業・小規模事業者振興円卓会議委員	小規模事業者等の振興に関する施策について基本方針等を定めるとともに町、事業者等の役割を明確にし、施策を総合的に推進する	15人以内	2年
農政問題協議会委員	農業振興の総合的企画と施策の円滑な推進を図る	15人以内	2年
農業振興地域整備計画審議会委員	農業振興地域整備計画の適正管理等円滑な整備・推進を図る	9人以内	2年
農業構造政策推進協議会委員	農業の分析・検討をして構造政策推進施策を樹立し、事業の円滑な推進を図る	15人以内	2年
水道事業使用料等審議会委員	上水道、下水道（農業集落排水も含む）の使用料等水道事業の重要な事項の審議	10人以内	2年

2 教育委員会関係の附属機関

名称	担任する事務	人数	任期
社会教育委員	社会教育に関し、教育委員会に助言する	10人以内	2年
公民館運営審議会委員	公民館運営に関する審議	15人以内	2年
青少年育成町民会議員	青少年の健全育成に寄与する	30人以内	2年
青少年問題協議会委員	青少年の指導育成等に関する総合的施策の調査審議	34人以内	2年
男女共同参画まちづくり推進協議会委員	男女共同参画に関する施策の総合的な推進	15人以内	2年
人権教育推進協議会委員	人権教育の推進	37人以内	2年
差別撤廃人権擁護審議会委員	あらゆる差別の撤廃と人権の擁護に関する重要事項について、町長の諮問に応じ調査審議する	10人以内	2年
スポーツ推進委員	地域のスポーツ推進を図る	10人	2年
総合体育館運営委員会委員	総合体育館の運営に関する重要事項の審議・諮問	15人以内	2年
スポーツ振興協議会委員	スポーツ振興基金の処分に関する審議	10人以内	2年
図書館協議会委員	図書館の運営に関し館長の諮問に応じるとともに図書館奉仕について館長に対し意見を述べる	7人以内	2年
浅原六朗文学記念館協議会委員	浅原六朗文学記念館の管理運営に関する審議	6人以内	2年
美術品取得等に関する委員会委員	町立美術館の収蔵品としての美術品取得等に関する意見具申	5人以内	2年
美術館運営協議会委員	美術館の効率運営のための協議	15人以内	2年
創造館運営委員会委員	創造館の重要事項に関する審議・諮問	10人以内	2年
文化財保護委員会委員	文化財の指定保存及び活用	5人	2年
放課後子ども総合プラン運営委員会委員	子どもの健全な育成と遊び及び生活支援	10人以内	1年
学びの郷活性化委員会委員	保育園・小中学校の様々な課題に取組み、楽しく登校（園）できる学校（園）づくりと地域との連携を検討する	必要と認められた者	2年
教育行政評価委員	教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価に関する判定・指導	2人	2年
認定こども園入園及び在園児審査委員会委員	心身に障害等のある児童について専門的な調査・審査の上、認定こども園への入園及び在園児に関する判定・指導	15人以内	2年
教育委員会就学支援委員会委員	小中学校の児童生徒等の適正な就学先判断及び相談	20人以内	2年

○池田町特別職の職員等の給与に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、特別職の職員の給与について定めることを目的とする。

(常勤の職員の給与)

第2条 常勤の特別職の職員（以下「常勤の職員」という。）に支給する給与は、別に条例で定めるもののほか、給料、期末手当、および寒冷地手当とする。

第3条 常勤の職員の給料月額、および寒冷地手当の支給額は、別表第1に掲げる額とする。

2 常勤の職員の期末手当、および寒冷地手当の支給額は、池田町一般職の職員の給与に関する条例（昭和34年池田町条例第16号。以下「一般職給与条例」という。）の各相当規定を準用して算出される額とする。ただし、一般職給与条例第27条第1項中「100分の127.5、」とあるのは「100分の167.5、」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の167.5」とする。

3 常勤の職員の期末手当の支給額は給料月額とその額に100分の40の率を乗じて得た額の合計額に条例に規定する割合を乗じて得た額とする。

(支給の方法)

第4条 常勤の職員の給与の支給条件、支給方法および支給期日については、一般職の職員の給与の例による。ただし、一般職給与条例第37条の例にはよらないものとする。

(非常勤の職員の給与)

第5条 非常勤の特別職の職員（以下「非常勤の職員」という。）に支給する報酬は、別表第2及び第3に掲げる額とする。

第6条 議会の議員の報酬は、その職に就任した当月分から任期満了等によりその職を退任した当月分まで支給する。ただし、月の中途で就任又は退任（死亡による退任を除く。）した場合の報酬は、その期間が15日に満たない時は、日額に計算して支給する。

2 退任した月に再びその職に就任した者のその月の在職期間が通算して15日以上となった場合は、月額としその差額を支給する。

3 日額計算は、その日の属する月の日数で除して得た日額に当該日数を乗じて得た額とする。

第7条 年額の報酬を受ける者が、その年度の中途において選挙又は選任された場合は、その当月分から、退職、辞職、失職もしくは解職又は死亡した場合には、その当月分まで月割によつて計算した額の報酬を支給する。

2 この条例に基づく給与の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第8条 非常勤の職員のうち議会の議員以外の者に対する報酬は前条の規定にかかわらずその年度、又はその月のうち全く職務に従事しない者には、その年度又はその月の報酬は支給しない。

(期末手当)

第9条 議会の議員で6月1日および12月1日（以下この条例において「基準日」という。）にそれぞれ在職するものに対しては、それぞれ6月30日および12月10日（これらの日が日曜日第2土曜日又は第3土曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い日曜日第2土曜日又は第3土曜日でない日。以下これらの日について規定している場合について同じ。）に期末手当を支給する。これらの基準日前1箇月以内に任期が満了し、辞職し、失職し、除名され、死亡し、または議会の解散により任期が終了したこれらの者（当該これらの基準日においてこの項前段の規定の適用を受ける者を除く。）についても同様とする。

2 前項の期末手当の額は、それぞれの基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡または議会の任期終了の日現在）において受けるべき報酬の額及びその額に100分の40の率を乗じて得た額の合計額を支給基礎額とし、6月30日に支給する場合においては100分の167.5、12月10日に支給する場合においては100分の167.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6箇月 100分の100

(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80

(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60

(4) 3箇月未満 100分の30

(重複給与の調整)

第10条 常勤の職員および一般職の常勤を要する職員が、特別職の職を兼ねるときは、その兼ねる特別職の職員として受けるべき給与は支給しない。

2 前項の規定にかかわらず、その兼ねる特別職の職員として受けるべき給与の月額が、常勤の職員として受ける給料又は一般職の職員として受ける給料の月額をこえるときは、その差額をその兼ねる特別職の職員として所属する機関から支給する。

別表第1 (第3条関係)

職名	給料月額 (円)
町長	687,500
副町長	578,300
教育長	526,400

別表第2 (第5条関係)

職名	報酬月額 (円)
議長	284,100
副議長	209,400
常任委員長	201,400
議会運営委員長	201,400
議員	189,400

別表第3 (第5条関係)

非常勤特別職等の報酬

(単位：円)

職名		報酬	
		年額	日額
監査委員	議会議員のうちから選出された者	202,000	
	識見を有する者	287,000	
農業委員会の委員	会長	基本報酬 年額339,000 活動報酬 月額6,000円以内で町長が定める額	
	会長代理	基本報酬 年額240,000 活動報酬 月額6,000円以内で町長が定める額	
	委員	基本報酬 年額205,000 活動報酬 月額6,000円以内で町長が定める額	
	農地利用最適化推進委員	基本報酬 年額205,000 活動報酬 月額6,000円以内で町長が定める額	
教育委員会の委員	教育長職務代理者	281,000	
	委員	195,000	
選挙管理委員会の委員	委員長	207,000	
	委員	148,000	
総合計画審議会委員			6,200
都市計画審議会委員			6,200

土地利用審議会委員			6,200
移住定住推進協議会委員			6,200
消防団	団長	234,000	
	副団長	160,000	
	分団長	81,000	
	副分団長	58,000	
	部長	33,000	
	班長	28,000	
団員		23,000	
消防委員会委員			6,200
防災会議委員			6,200
空家対策協議会委員			6,200
特別職報酬等審議会委員			6,200
公の施設指定管理者選定審査会委員			6,200
行財政改革推進委員会委員			6,200
技能功労者褒賞審査会委員			6,200
情報公開審査会委員			6,200
交通安全対策協議会委員・支部長			6,200
地域公共交通会議委員			6,200
選挙長			10,800
投票所の投票管理者			12,800
期日前投票所の投票管理者			11,300
開票管理者			10,800

投票所の投票立会人		10,900
期日前投票所の投票立会人		9,600
開票立会人		8,900
選挙立会人		8,900
固定資産評価員		6,200
固定資産評価審査委員会委員		6,200
国民健康保険運営協議会委員		6,200
環境審議会委員		6,200
民生委員推薦会委員		6,200
予防接種健康被害調査委員会委員		6,200
新型インフルエンザ等対策本部委員		6,200
医師連絡懇談会委員		6,200
総合福祉センター運営委員会委員		6,200
健康長寿推進協議会委員		6,200
子ども・子育て会議委員		6,200
福祉企業センター運営委員会委員		6,200
商工業振興審議会委員		6,200
工場誘致等審議会委員		6,200
中小企業・小規模事業者振興円卓会議委員		6,200
農政問題協議会委員		6,200
農業振興地域整備計画審議会委員		6,200
農業構造政策推進協議会委員		6,200
水道事業使用料等審議会委員		6,200
社会教育委員		6,200
公民館運営審議会委員		6,200
青少年育成町民会議委員		6,200
青少年問題協議会委員		6,200
男女共同参画まちづくり推進協議会委員		6,200
人権教育推進協議会委員		6,200
差別撤廃人権擁護審議会委員		6,200
スポーツ推進委員	75,000	
総合体育館運営委員会委員		6,200
スポーツ振興協議会委員		6,200
図書館協議会委員		6,200
浅原六朗文学記念館協議会委員		6,200

美術館運営協議会委員		6,200
美術品取得等に関する委員会委員		6,200
創造館運営委員会委員		6,200
文化財保護委員会委員	32,000	
放課後子ども総合プラン運営委員会委員		6,200
学びの郷活性化委員会委員		6,200
教育行政評価委員		6,200
認定こども園入園及び在園児審査委員会委員		6,200
教育委員会就学支援委員会委員		6,200
校医 (1校につき)	内科	110,000
	歯科	110,000
	耳鼻科	110,000
	眼科	110,000
	薬剤師	70,000
園医 (1校につき)	内科	55,000
	歯科	55,000
	耳鼻科	55,000
保健嘱託医		15,000
予防接種嘱託医		18,000
学校職員健康管理医(1校につき)	20,000	
日額報酬6,200円の委員等の4時間以下の会議等の報酬額		3,800
その他特別職の職員	予算の範囲内において、他の職員との均衡を考慮して町長が定める額	

(備考) 池田町議会議員については、議会議員の役職で各種審議会等に出席する場合においては、日額報酬は支給しないものとする。